

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 9）

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

議案第 100 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 1

議案第 102 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 3

<議案第100号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（特別休暇） 第11条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を与えることができる。 (1)・(2) （略） (3) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める時間又は期間 (4)・(5) （略）	（特別休暇） 第11条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を与えることができる。 (1)・(2) （略） (3) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める時間又は期間 (4)・(5) （略）

<議案第102号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例>

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（葬祭補償） 第21条 消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第21条 消防団員等が公務により、又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）
議 案（条例関係）新 旧 対 照 表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その 9）

令和 8 年 8 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-26-0065

